

|              |   |    |                           |
|--------------|---|----|---------------------------|
| 11           | 地域密着型介護老人福祉施設の居室定員  |    | 子育て・福祉・健康<br>義務付け・枠付けの見直し |
| 団体名          | とめし<br>登米市(宮城県)   | 人口 | 84,672人                   |
| 事例のポイント      | <p>○ 登米市では、指定地域密着型介護老人福祉施設に係る国の設備基準では居室の定員が4人以下であったところ、第1次一括法により原則1人とされ、「参酌すべき基準」となった。</p> <p>○ これを受け、平成25年2月、入居希望者の意向や費用負担の面から多床室のニーズがあることを踏まえ、独自の設備基準を策定。</p>   |    |                           |
| 背景・目的        | <p>登米市では、地域密着型介護老人福祉施設の居室定員について、第1次一括法に基づく条例制定前である平成23年度・平成24年度に7箇所の地域密着型介護老人福祉施設を、入居希望者の意向や費用負担の面からのニーズを踏まえ、多床室として整備した。</p>  |    |                           |
| 内容           | <p>特別養護老人ホームの居室の定員については、従前は4人以下とされていたが、第1次一括法により介護保険法が改正され、それを受けた省令である「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」において、国の個室・ユニットケアの推進の流れを受け、原則1人とし、例外的に2人と基準が改正された。</p> <p>この基準は「参酌すべき基準」とされたことから、登米市では、平成25年2月、「登米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」において、「入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合」には、居室定員を4人以下とすることができると定めた(同年4月施行)。</p> <p>これは、第1次一括法に基づく条例制定前である平成23年度・平成24年度において、7箇所の地域密着型介護老人福祉施設を多床型として整備した際に把握した入居希望者の意向や費用負担の面からのニーズを踏まえ、また、多床室においてもプライバシーに配慮した整備が可能であって、今後個室化への整備も可能であると判断したものである。</p> |    |                           |
| 効果           | <p>国の個室化の方向性にも対応しつつ、地域の実情や利用者のニーズを踏まえたサービスの提供が可能となった。</p>   |    |                           |
| 担当課<br>関連サイト | <p>登米市市民生活部長寿介護課<br/> <a href="http://www.city.tome.miyagi.jp/kurashi/hukushi/kaigoriyodekiru.html">http://www.city.tome.miyagi.jp/kurashi/hukushi/kaigoriyodekiru.html</a></p>   |    |                           |